

スポーツプラザACE利用に当たって

【会員カード】

1. 会員カードは入館の際、必ずフロントに提示してください。提示のないときは入場できません。
なお、ロッカーキー紛失のときは、実費を申し受けます。
2. もし紛失したり、忘れてきたときは、フロントに申し出てください。
3. その他、職員の指示があったときは提示してください。

【授業料】

1. 授業料は前月の27日までに、指定口座に入金してください。
2. 会費納入についての詳細は別紙お知らせいたします。
3. 一度納入した会費は、原則としてお返しいたしません。

【クラス変更】

1. 現在のクラスで曜日または時間の都合が悪くなり、クラス変更をしたい場合は、前月の20日までにフロントに届け出てください。
2. フロントに用意してある用紙に必要事項を記入の上、変更料525円を添えて申し込み、フロントの指示に従ってください。
*月の途中での変更はできません。

【休 会】

1. 病気、その他の理由で休会される場合は、前月の20日までにフロントに届け出て下さい。
2. 休会は1ヶ月単位とします。
3. 休会される場合は規約に従い、継続管理費として、1ヶ月につき1,575円を納入してください。
4. 休会は、原則として3ヶ月を期限とします。
5. 1日単位の欠席の場合は、電話で連絡してください。

【退 会】

1. 退会する場合は、退会届を前月の20日までにフロントに提出してください。

【遅 刻】

1. 準備体操の時間が終了しても出席しない場合は遅刻とし、授業を受けることができません。

【短期水泳教室】

1. 春休み、夏休みを利用して「短期水泳教室」を実施します。
*詳しくは短期水泳教室実施の1ヶ月ほど前に、パンフレットや掲示板でお知らせします。

【休 館】

1. 年間スケジュールに従って休館日があります。
2. 施設を補修したり、催事などのため休館することがあります。この時は事前にお知らせします。

【非常時】

1. 火事や地震などのとき、また非常ベルがなったときには、落ちついて、コーチの指示に従ってください。

スポーツプラザACE規約

■ 総則

- 第 1 条 (名 称)
本施設は、スポーツプラザACE（以下S.P.A.と略す）と称します。
- 第 2 条 (所 在 地)
S.P.A.の所在地は、京都市南区吉祥院西ノ庄向田町23-2とします。
- 第 3 条 (目 的)
S.P.A.は、水に対する正しい理解と関心を深め、あわせて健全な心身を育成し、スポーツ振興を図り、円満な人間関係をつくることを目的とします。

■ 会員

- 第 4 条 (会員制度)
S.P.A.は、施設利用のため会員制度を設けます。会員は本規約に従い施設を利用することができます。
- 第 5 条 (会員の種類)
S.P.A.の会員は、下記の種類とします。
☆スイミングスクール会員
☆スイミング・フリーコース会員 ～個人昼会員、個人会員、ファミリー会員、法人会員からなります～
但し、S.P.A.は、必要に応じて会員の種類を新設、変更することがあります。
- 第 6 条 (会員資格)
会員は、S.P.A.の趣旨に賛同する方で、所定の入会手続きを終え、かつ、各会員ごとに定められた資格に該当し、S.P.A.が審査の上認めた方とします。但し、刺青のある方、暴力団関係者、伝染病・皮膚病・精神病等の患者、医師から運動の制限を受けている方は、会員資格がありません。
- 第 7 条 (入会手続)
入会希望者は、所定の入会申込書、健康申告書に必要事項を記入し、捺印（署名）し、別に定める諸費用を納入するものとします。
- 第 8 条 (会員証)
1. S.P.A.は会員に対し、会員証、もしくはそれに準ずるもの（出席カード等、以下総じて会員証とする）を交付いたします。
2. 会員はS.P.A.の施設を利用する場合には、必ず会員証を携帯し、提示するものとします。
3. 会員証の貸与及び譲渡はできません。
4. 会員は会員証を紛失した場合は、直ちにフロントに申し出て、所定の手続きを行い、再発行を申請するものとします。
- 第 9 条 (会員の遵守事項)
会員は下記の事項を遵守しなければなりません。
1. 職員の指示に従い、ルールを守ること。
2. 秩序を守り、他に迷惑をかけないようにすること。
3. 各自、健康管理に十分留意すること。
4. 貴重品や多額の現金を施設内に持ち込まないこと。
- 第 10 条 (退会)
会員は退会を希望する場合、その前月の20日までに所定の届書を提出しなければなりません。
- 第 11 条 (入会金等の不返却)
一旦納入された入会金、年会費、授業料、休会費等は、その理由の如何を問わず返還いたしません。
- 第 12 条 (会員資格の譲渡)
S.P.A.の会員資格の譲渡はできません。

第 13 条 (会員資格の喪失)

会員が下記の事項に該当した場合はその資格を失います。

1. 年会費、授業料（月会費）、休会費等を期限までに納入せず、かつ、督促に応じなかったとき。
2. 会員が死亡又は法人が解散（法人会員の場合）したとき。
3. 入会時に虚偽の申告をしたとき。
4. 会員資格がない事が判明したとき。

第 14 条 (除 名)

会員が下記の事項に該当した場合、会員を除名することができます。

1. 本規約その他S.P.A.の定める規則に違反したとき。
2. S.P.A.の名誉、信用を毀損したとき、又は秩序を乱したとき。
3. 会員として品位を欠くと認められる非行のあったとき。
4. 他の会員に迷惑をおよぼしたとき。

第 15 条 (管理責任)

当施設内で発生した事故、盗難については一切責任を負いません。但し、授業時間内でS.P.A.の責と認められる事故についてはS.P.A.の加入する保険の範囲内での補償をし、それ以上の補償と責任は負わないものとします。

第 16 条 (会員の損害賠償責任)

会員はS.P.A.諸施設の利用中、自己責任に帰すべき事由により、S.P.A.または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

■ 施設

第 17 条 (施設)

S.P.A.にはスイミングプール、トレーニングルーム、サウナ、スパイラルウォータースライダーの施設のほか、ロッカールーム、シャワールーム、プロショップ等の附属施設を設けます。

第 18 条 (休館)

S.P.A.は年間スケジュールに定める定休日の他に、施設の点検、整備、補修、その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。又、S.P.A.は必要に応じて臨時休館日を設けることがあります。

第 19 条 (施設の閉鎖及び利用制限)

S.P.A.は下記の場合、本施設の全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができます。

1. 天候、災害、その他により、開館が不可能と認められたとき。
2. 施設の改造、補修、点検等を行うとき。
3. S.P.A.の主催する催事等を開催するとき。
4. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢等によるとき。
5. 経営上必要と認めたととき。

なお、1. の場合代替の授業は行わないものとします。

第 20 条 (施設の改造)

S.P.A.の経営上必要と認めたとときは、施設及び付属施設の一部又は全部を改造することがあります。

■ その他

第 21 条 (入会金、会費、授業料、施設利用料等の変更)

会員が負担すべき入会金、会費、授業料、施設利用料については、社会経済情勢の変動に応じて変更することがあります。

第 22 条 (規則、細則等)

本規約に定めのない事項ならびに業務上必要な事項は、規則、細則等による他、必要に応じてS.P.A.がこれを定めます。

第 23 条 (規約の改正)

本規約の改正は必要に応じてS.P.A.がこれを行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

(発 効)

第 24 条

本規約は昭和63年1月21日から発効いたします。

スイミングスクール規則

- 第 1 条 (入会金)
入会希望者は、入会手続き時に別に定める入会金を納めるものとします。
- 第 2 条 (授業料納付)
授業料は前納制とし、会員は入会手続き時に1ヶ月の授業料を納めなければなりません。
- 第 3 条 (出席カード)
会員には出席カードを発行します。出席カードは必ずフロントにてチェックを受けてください。提示のないときは入場できません。紛失したり、忘れてきたときは必ずフロントへ申し出てください。
- 第 4 条 (指導日時)
会員はコース毎に定められた曜日、時間の中で指導を受けることができます。又、前記日時はS.P.A.の事前掲示により変更することがあります。
- 第 5 条 (指導内容)
S.P.A.では各クラスに応じた指導を実施し、その指導する内容についてはヘッドコーチ及びコーチ会議において決定いたします。
- 第 6 条 (進級試験)
S.P.A.では会員の水泳能力に応じて、級の認定を行います。会員はS.P.A.が毎月（週1は隔月）行う進級試験を受けることができます。なお、合格した方には合格証をお渡ししますので、それと引換えにワッペンを購入してください。進級基準は別に定めます。
- 第 7 条 (クラス変更)
現クラスの曜日または時間の都合が悪くなり、他のクラスへの変更を希望する方は、別に定めるクラス変更手数料を添えてその前月の20日までに届け出て下さい。但し、希望クラスが満員の時や、月の途中での変更はできません。
- 第 8 条 (休 会)
1ヶ月以上病気、その他の事情により休まれる方は、別途定める休会費を添えてその前月の20日までに届け出て下さい。
- 第 9 条 (退 会)
やむを得ない事情により退会を希望する方は、その前月の20日までに届け出て下さい。
- 第 10 条 (遅 刻)
準備体操終了後に来られた方は遅刻とし、授業を受けることができません。
- 第 11 条 (指定用品)
水着、Tシャツ、帽子、バックは指定用品となっていますので、入会時に購入してください。
- 第 12 条 (施設の利用範囲)
会員の施設利用範囲、その条件並びに特典についてはS.P.A.が別に定めます。
- 第 13 条 (諸規則の遵守)
会員はS.P.A.が定める規約並びに本規則を守らなければなりません。

スイミング・フリーコース規則

第 1 条 (会員の要件)

スイミング・フリーコースにおける個人会員、個人昼会員は16才以上の個人（未成年者は親権者の同意書が必要）、法人会員は法人格を有する会社、団体であることとします。

第 2 条 (入会金)

入会希望者は入会手続き時に別に定める入会金を納めるものとします。

第 3 条 (年会費)

会員は別に定める年会費を納めるものとします。

第 4 条 (月会費)

会員は別に定める月会費を納めるものとします。

第 5 条 (会員証)

会員には会員証を発行します。本施設利用時には必ず携帯し、フロントにて提出するものとします。紛失した場合は直ちにフロントにて所定の手続きをしてください。なお、退会時には返却するものとします。

第 6 条 (施設の利用範囲)

会員の施設利用範囲、その条件並びに特典についてはS.P.A.が別に定めます。

第 7 条 (諸規則の遵守)

会員はS.P.A.が定める規約並びに本規則を守らなければなりません。

スポーツプラザACE利用に当たって

入 館

- (1) 会員は、入館の際、フロントにて会員証を提出して下さい。

退 館

- (1) 会員は、退館の際、フロントにて会員証を受け取ってから退館してください。なお、ロッカーキー紛失のときは、実費を申し受けます。

休 館

- (1) 年間スケジュールに従って休館日があります。
(2) 施設を点検・補修したり、催事などのため休館することがあります。

非 常 時

- (1) 火事や地震などのとき、また非常ベルがなったときには、落ちついて、職員の指示に従ってください。